

本県条例における管理義務及び点検規定について

1 管理義務規定（第12条）について

はり紙等の簡易な屋外広告物を含めた全ての屋外広告物について、表示者、設置者、管理者、所有者及び占有者（以下、「表示者等」という。）に管理義務がある。

なお、一定規模以上（面積 10 m²超又は高さ 4 m超）の許可に係る広告物については、有資格者である管理者の設置が義務づけられている。

有資格者である管理者	
・ 屋外広告士 ・ 建築士（一級，二級，木造） ・ 電気工事士 ・ 電気主任技術者 ・ 職業訓練指導員免許保持者（広告美術科又は帆布製品科） ・ 技能検定合格者（広告美術仕上げ又は帆布製品製造） ・ 職業訓練修了者（広告美術科又は帆布製品科）	

2 点検規定（第12条の2）について

はり紙等の簡易な屋外広告物を除いた全ての屋外広告物について、表示者等に点検義務がある。

なお、一定規模以上（面積 10 m²超又は高さ 4 m超）の許可に係る広告物については、有資格者である点検者による点検が義務づけられており、許可更新時に当該点検の結果を報告しなければならない。

点検対象	全ての屋外広告物（はり紙，はり札，立看板，広告網を除く）	
	① 許可を得た屋外広告物のうち面積 10 m ² 超又は高さ4m超	② ①以外の屋外広告物
点検主体	点検者	表示者等 (表示者，設置者，管理者，所有者，占有者)
	・ 有資格者である管理者（上記1参照） ・ 屋外広告業の事業者団体が行う点検技能講習修了者	規定無し(注1)
点検頻度	更新時(概ね3年に1回)	規定無し(注2)
点検時期	許可更新の申請前3月以内	規定無し(注2)
報告義務	有り	無し
	(許可更新時)	点検は義務付けられますが，報告義務はありません。

(注1) 表示者等がそれぞれに点検を実施するというのではなく，誰かが必ず点検（あるいは点検者への依頼）をしなければならないということである。

(注2) 時期については，条例・規則では具体的に規定していないが，「常に良好な状態を保持」するため，適切な時期に適切な頻度で行う必要がある。

※裏面に管理義務及び点検規定に係る条文を記載しています。

鹿児島県屋外広告物条例（抄）

（管理義務）

第12条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（次条第1項において「広告物の表示者等」という。）は、これらに関し補修その他必要な管理を行い常に良好な状態を保持しなければならない。

（点検）

第12条の2 広告物の表示者等は、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の規定による点検は、法第10条第2項第3号イに掲げる者（第19条の11第1項第1号において「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者が行わなければならない。

3 前項の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の更新の申請を行う場合には、第1項の規定による点検（当該許可の更新の申請前3月以内に行われたものに限る。）の結果を知事に報告しなければならない。

（管理者の設置）

第18条の2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 前項の管理する者は、第19条の11第1項第1号に掲げる者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。

鹿児島県屋外広告物条例施行規則（抄）

（点検）

第9条の2 条例第12条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、第11条の2第1項第1号に掲げるものとする。

2 条例第12条の2第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、第11条の2第1項各号に掲げるもの以外のものであつて条例の規定による許可に係るものとする。

3 条例第12条の2第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第19条の11第1項第3号に掲げる者

(2) 第15条第2項各号に掲げる者

(3) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習を修了した者

（管理者の資格等）

第11条の2 条例第18条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) はり紙、はり札、立看板及び広告網

(2) 前号の広告物を除く広告物又は掲出物件で、面積が10平方メートル以下で、かつ、高さが4メートル以下のもの

2 条例第18条の2第2項の規則で定める資格を有する者は、条例第19条の11第1項第3号に該当する者及び第15条第2項各号のいずれかに該当する者とする。

○ 鹿児島県屋外広告物条例・同条例施行規則の詳細な内容について
→ 各種検索エンジンで「鹿児島県屋外広告物関係法令集」と検索
(<http://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/okugai/houreisyu.html>)
※ 鹿児島県のHP上に掲載されています。